

国立大学法人高知大学初任給調整手当細則

平成 17 年 3 月 23 日
規則 第 464 号

最終改正 平成 31 年 4 月 26 日規則第 15 号

(目的)

第 1 条 国立大学法人高知大学職員給与規則（以下「職員給与規則」という。）第 25 条の規定による初任給調整手当の支給について、別に定める場合を除き、この細則に定めるところによる。

(職員の範囲)

第 2 条 職員給与規則第 25 条第 1 項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、その採用が、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する大学（以下「大学」という。）卒業の日から 37 年（医師法（昭和 23 年法律第 201 号）に規定する臨床研修（第 5 条において「臨床研修」という。）を経た者にあっては 39 年）を経過するまでの期間（以下「経過期間」という。）内に行われた者とする。

第 3 条 職員給与規則第 25 条第 3 項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、経過期間内に新たに医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職を占めることとなつた職員で医師法に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）に規定する歯科医師免許証を有する者とする。

第 4 条 前 2 条の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して 35 年に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。

(支給期間及び支給額)

第 5 条 初任給調整手当の支給期間は、35 年とし、その月額は採用の日又は第 3 条に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた職員給与規則別表 4（以下「別表」という。）に掲げる額とする。この場合において、大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は第 3 条に規定する職員となった日までの期間が 4 年（臨床研修を経た場合にあっては 6 年）を超えることとなる職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から 3 年内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は第 3 条に規定する職員となった日からその超えることとなる期間（1 年に満たない期間があるときは、その期間を 1 年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

2 初任給調整手当を支給されている職員が国立大学法人高知大学職員就業規則（平成 16 年規則第 20 号。以下「職員就業規則」という。）第 13 条第 1 項第 1 号から第 7 号まで及び第 9 号の規定に該当して休職にされた場合における当該職員に対する別表の適用については、当該休職の期間（職員給与規則第 45 条第 1 項又は同条第 5 項括弧書きの規定の適用を受ける休職の期間を含まないものとする。）は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。

3 初任給調整手当を支給されている職員が職員就業規則第 13 条第 1 項第 8 号及び第 10 号の規定に該当して休職にされた場合における当該職員に対する別表の適用については、学長が認める休職の期間は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。

第 6 条 第 2 条又は第 3 条に規定する職員となった者（第 4 条に規定する職員を除く。）のうち、これらの職員となった日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で前条第 1 項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が 35 年を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

（支給調書）

第 7 条 初任給調整手当を支給する場合には、別紙第 1 により支給調書を作成し、保管するものとする。

（雑則）

第 8 条 この細則に定めるもののほか、初任給調整手当に関する取扱いについては、必要に応じ、学長が別に定める。

附 則

この細則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 26 日規則第 15 号）

この規則は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

初任給調整手当支給調書

A 所 属		手当の別 職員給与規則第25条	
		氏 名	
B			
支 給 要 件	職 名	(教育職本給表(一) 級)	
	試験の種類・区分		
	学歴 学部・学科 名まで記入	(年 月 日 卒修了)	
	免許の種類	医師免許 医籍登録第 号 (年 月 日)	
	採用または異動年月日	年 月 日 (該当条項 第25条第1項)	
	支給根拠等		
C			
採用 (異動) 前に支 給されて いた期間	円	年 月 日から 年 月 日まで	月 日間
	円	年 月 日から 年 月 日まで	月 日間
	円	年 月 日から 年 月 日まで	月 日間
	円	年 月 日から 年 月 日まで	月 日間
	円	年 月 日から 年 月 日まで	月 日間
	合 計	年 月 日間	

D

支給月額	支給期間区分						支給月額	支給期間区分					
	1年目	自			至			19年目	自			至	
	2年目	自			至			20年目	自			至	
	3年目	自			至			21年目	自			至	
	4年目	自			至			22年目	自			至	
	5年目	自			至			23年目	自			至	
	6年目	自			至			24年目	自			至	
	7年目	自			至			25年目	自			至	
	8年目	自			至			26年目	自			至	
	9年目	自			至			27年目	自			至	
	10年目	自			至			28年目	自			至	
	11年目	自			至			29年目	自			至	
	12年目	自			至			30年目	自			至	
	13年目	自			至			31年目	自			至	
	14年目	自			至			32年目	自			至	
	15年目	自			至			33年目	自			至	
	16年目	自			至			34年目	自			至	
	17年目	自			至			35年目	自			至	
	18年目	自			至								

休職によって支給されなかった期間	年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日間
支給されなくなった場合は、その期日と事由	年 月 日 (事由)

記入要領

- 1 A・B欄には、新たに採用された(異動した)すべての職員について記入する。
- 2 C欄には、採用(異動)前に支給されていた期間がある職員についてのみ記入する。
- 3 D欄には、採用(異動)当初に、予定される支給期間及び支給額をあらかじめ記入しておく。なお、休職等により支給予定期間が変更した場合は、そのつど訂正すること。
- 4 C・D欄の枠数は職員の経歴及び支給期間等に応じて適宜増減すること。